政令第三百五十三号

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条の十六第十九項、 第二十条の二第三

項及び第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

政治資 金規正法施 行令 昭 和五十年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条中 「第十九条の十六第十五項」 の 下 に 「(第四号にあつては、 同項及び情報通信技術を活用 した

行政の推 進等に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号。 以下 「情報通信技術活用法」 という。) 第七条

項)」を加え、 同条ただし書中 「都道府県の選挙管理委員会による」を削り、 では、 当該」を「にあつ

ては総務大臣又は」に改め、 「場合」の下に「に限り、 同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活

用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織 (以下「電子情報処理組 織 という。)を

使用して法第十九条の十六第一 項の規定による請求 (次条第一項において 「開示請求」という。) が あった

場合」を加え、 同条第二号を削 ŋ, 同条第三号中 電電 |磁的記録| の 下 に (電子的方式、 磁気的· 方式その他

人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。 次号において同じ。)」 を加え、

同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

兀 少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理

組織を使用して行う方法

第十三条第一項中「三百円」の下に「(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織

を使用して開 示請求をする場合にあつては、二百円)」を加え、 同条第二項ただし書中 「三百円に」 を 前

項に定める額に相当する額に」に、「とし、三百円」を「とし、 同項に定める額に相当する額」に、 「が三

百円」 を 「が 前項に定める額に相当する額」に、 「から三百円」を 「から同項に定める額に相当する額」に

改め、 同項第二号ロを削り、同号ハ中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、 同号ハを同号ロとし、 同号

二中「前条第四号」を「前条第三号」に改め、同号ニを同号ハとし、同号に次のように加える。

= 前条第四号に掲げる方法 少額領収書等の写し一枚につき十円

第十四条中 「郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で」を 「総務省令で定める方法により」に

改める。

第十九条第一項ただし書中「が三百円」の下に「(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情

報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合にあつては、二百円。以下この項

において同じ。)」を加え、 同項第二号を削り、 同項第三号中「第十二条第三号」を「第十二条第二号」に

改め、 同号を同項第二号とし、 同項第四号中「第十二条第四号」を「第十二条第三号」に改め、 同号を同項

第三号とし、同項に次の一号を加える。

前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法

収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

附則

兀

(施行期日)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

1

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後にされた政治資

金規正法第十九条の十六第一項及び第二十条の二第二項の規定による請求について適用し、 施行日前にさ

れたこれらの規定による請求については、なお従前の例による。

少額領収書等の写しに係る写しの交付及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法について、電子情報

処理組織を使用する方法による交付を可能とする等、情報通信技術の進展に対応した合理化を図る必要があ

るからである。